

11月12日(火)～25日(月)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

問合せ先 市役所市民協働推進課 (☎31-4504)

毎年11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず許されるものではありません。特に、女性を対象とした、夫やパートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどについては、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが必要となっています。また、暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めていくことや、暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらうとともに、被害者や関係者が相談窓口等にためらうことなく相談できるようにしていくことが必要です。



下記の各機関では「女性に対する暴力」についての相談を受け付けています
独りで悩まないで相談窓口へ。早めの相談が問題解決への一歩です！

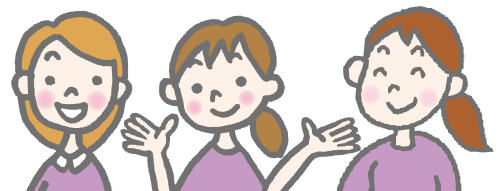
女性に対する暴力相談窓口

配偶者や交際相手からの暴力、デートDVについての相談

- 釧路総合振興局配偶者暴力相談支援センター (☎41-1110)
- 市役所こども支援課 (☎31-4204)
- 阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)
- 音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)
- 駆け込みシェルター釧路 (☎32-7704)
- 釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)
- 性犯罪に係る被害や売春強要などの相談 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (☎#8891)
- 人身取引に係る被害相談 釧路方面本部警察相談センター (☎#9110)
- ストーカー行為等の被害相談 釧路警察署生活安全課 (☎23-0110)、北海道立女性相談支援センター (☎011-666-9955)
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談 北海道労働局雇用環境・均等部指導課 (☎011-709-2715)

◆ 幣舞橋等の「パープル・ライトアップ」を実施します ◆

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「独りで悩まず、まずは相談をしてください」というメッセージを込めて、「幣舞橋」とぬさまい広場内にある「Cool KUSHIRO」モニュメントの「パープル・ライトアップ」を実施します。
※11月14日(木)は除く。



「脳の健康度テスト」参加者募集！

申込・問合せ先 市役所介護高齢課高齢福祉係 (☎23-5185)

この講座では、認知症になる前に低下しやすい記憶力、注意力、思考力、言語などの側面から脳の認知機能を測る集団認知検査「ファイブ・コグ検査」と、認知症の予防に役立つ講話を行います。ご自分の脳の得意分野・苦手分野を知り、認知症予防を始めてみませんか？

※「ファイブ・コグ検査」は、認知症かどうかを検査するものではありません。

- 対 象** おおむね65歳以上で認知症と診断されていない市民
※過去に検査を受けたことのある方は、1年以上間隔を空けてお申し込みください。
- 定 員** 各30人 (先着順)
- 持ち物** 眼鏡、補聴器 (必要な方)
- 参加費** 無料
- 日 程** 2日間で1コース
(2日間とも参加できる方)

1人でも
ご夫婦でも
友達同士でもOK!



釧路市介護予防普及啓発キャラクター まんねん

コース	日	時間	場所	申込開始日
第4回	11月12日(火)	午前10時30分～正午	コア鳥取	10月31日(木)
	12月 3日(火)			
第5回	2025 (令和7) 年1月17日(金)	午後1時30分～3時	市役所防災庁舎	11月28日(木)
	2025 (令和7) 年2月 7日(金)			

※年度内の申し込みは1コースのみ可能 ※第1～3回は終了しました。